

川崎市立旭町小学校いじめ防止基本方針

1. 令和6年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育21推進事業

学校教育目標
 あ・・・・・・明るく元気な子
 さ・・・・・・最後までがんばる子
 ひ・・・・・・人のためにつくす子
 こ・・・・・・心やさしい子

めざす子ども像
 ○未来に希望をもち、健康で安全な生活習慣を身につけ、まわりを元気づける強い意志を持った子
 ○最後まで自他の学びを追求し、協力して課題を解決しようとする、生きる力を持つ子
 ○勤労、奉仕、助け合いに喜びを感じ、実行できる子
 ○豊かな感性を持ち、互いの個性を尊重しあい、思いやりのある子

学校経営の重点目標

知識・技能の習得をめざす きめ細かな指導	思考力・判断力・表現力の育成	学びに向かう力・ 人間性の育成
<ul style="list-style-type: none"> ○生きて働く基礎的な知識と技能の習得と活用 ○情報収集・情報活用の技能の育成 ○学びと体験学習のつながり重視した教育課程の改編 	<ul style="list-style-type: none"> ○正確に伝え、受け取ることばの力の育成 ○自力思考・自力判断の機会確保と育成 ○相手意識をもった表現力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康・体づくりへの知識・関心の育成 ○安全・防災知識と技能の育成 ○豊かな心と思いやりの心の育成

重点に係る具体的な取組(一部)

<p>○きめ細かな指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの学習状況を捉え、個に寄り添ったわかる授業を目指し、授業改善を行う。 ・少人数やTT、専科・交換授業(単元)など指導方法の工夫を図り、個に応じたきめ細かな指導を行う。 ・基礎的・基本的な知識・技能を適切に想起し、使えるよう学習活動を計画する。 ・ICT機器を適宜活用し、体験との結びつきを強め、よりよい学びの質を確保する。 	<p>○思考力・判断力の育成の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規範やルールの礎の上に、状況を見極め、善悪の判断を行えるよう指導する。 ・「あさひこのやくそく」を基盤とし共通理解に立った指導を行う。 ・問題や課題をとらえ、自己の意見をもち、交流を通して考えを深める授業を計画する。 <p>○表現力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的や相手を意識し相手に伝わる表現力を高める授業を計画する。 	<p>○健康・安全指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康安全指導、食育指導、防災教育等を通して、自分の体は自分が作り守っていくという意識と実践力を高める。 <p>○児童指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援教育コーディネーターを核とした教職員の指導体制を整え、子どもの人権尊重といじめは絶対に許されないという姿勢、慎重な配慮で時機を逃さず適切に指導する。
---	--	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。令和5年度は対話を大切にしたい教育活動に重点を置き、児童が話し合いながら課題を解決できる力を育てていきます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発

見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。保護者が相談しやすいよう月に一度教育相談日を設けています。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導方法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、 教頭、 総括教諭、教務主任、
学年主任、支援教育コーディネーター、特別支援級主任、養護教諭
巡回スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co.）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co.）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳担当者）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（全教職員）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co.）
各学年・特別支援級の児童支援部会員
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co.）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co.）

【保護者・地域との連携】

- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育 Co.）
- ・こども家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育 Co.）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての共通理解 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討
6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 【児童指導点検強化月間】の取組 ・学校生活アンケートの実施と集約、アンケートの結果を受けての対応について (結果と児童の姿から児童理解に基づいた指導の充実について話し合い、実践する)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・効果測定の実施 ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策に関する研修会 ・効果測定の見取りと情報交換と情報の共有
9	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討
11	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケートの実施と集約について ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・効果測定の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・いじめに関する授業(2年生)
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 ・学校生活アンケートの実施と集約について・アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組例

[代表委員会や各委員会での企画・運営で考えられる取組]

- ・あいさつ運動
- ・うれしい言葉の掲示
- ・優しい学校にするための取組
- ・集会委員会による人間関係づくり集会 など

※内容は今年度の児童の計画により決定

[交流活動]

- ・縦割り班（あさひこ班）活動
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

教職員の取組

- ・児童支援P J、児童理解全体会での児童の情報交換
- ・特別支援教育についての研修会
- ・学校生活アンケートの実施と結果を受けての対応についての話し合い
- ・かわさき共生＊共育プログラムの実施（エクササイズ・効果測定アンケートの実施）
（SOSの出し方・受け止め方を含む）
- ・効果測定の結果をうけての研修会
- ・いじめ未然防止についての研修会
- ・月1回の教育相談日の設定

保護者の取組（PTA活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・PTA朝の一声運動

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・地域情報交換会